

近代憲法における人間像について

高崎経済大学専任講師

八木 秀次

アトム化する日本

東西の冷戦が終焉して、「自由主義の勝利」ということが言われたことがある。自由主義（ここでは端的にアメリカン・イデオロギーと言い換えてよい）が絶対的に正しい真理なのだという印象が与えられ、以降、我が国でも自由主義イデオロギーがいい気になつて大手を振つているのが、今日の思想界の状況でもある。自由主義の勝利ということは、別の言い方をすれば、経済主義イデオロギーの勝利ということになるのかも知れない。市場経済システム万能の発想から今日では多方面での規制緩和論が展開され、規制は何でもかでも悪しきものだと考えられている。挙げ句の果ては「家族の規制緩和論」といつて家族否定論・解体論を唱えるエコノミストまで出てくる始末である。（例えば森永卓郎『〔非婚〕のすすめ』、講談社現代新書を見よ。）

冷戦の時代には自由主義の敵対者としてマルキシズムというものが存在した。このマルキシズムは良きにつけ悪しきにつけ、共同性というものを重視していた。ところが、マルキシズムの権威失墜後は、この共同性そのものが顧みられなくなっている。自由主義がもともと有しているイデオロギーに個人主義というものがあるが、この個人主義が

マルキシズムの権威失墜によって思想界では以前にもまして大きなウエートを占めつつある。しかも、今日では個人主義の“原理主義”とでも言つていいような極端な主張が様々な場面で展開されている。

例えば、夫婦別姓の導入をはじめとする民法改正の主張はその典型である。⁽¹⁾これを一言でいえば、家族共同体からの個人の解放を求めた主張である。ここにいう家族とは大家族だけでなく、核家族をも含むが、妻が個人としての存在を主張を始め、家族からの解放を求める。あるいは、妻という役割あるいは母という役割を投げ捨てて、単純な負荷のない個人という存在でありたいと主張し始める。今日、民法改正論として主張されているのは、こうした家族共同体からの個人の解放である。

その他にも個人主義の発想は多々見られるが、定住外国人の参政権の問題、あるいは公務就任権の問題、これもその一つである。これを主張している「在日韓国人」あるいはこれを支援する「在日日本人」、この何れも国家に帰属するという意識がきわめて希薄である。「在日韓国人」は韓国という国家に対して法的に帰属するという意識が希薄であり、同時に日本という国家に対する帰属意識も希薄である。「在日日本人」のほうも日本という国家に対する意識が希薄であるということであって、何れも国家からの解放あるいは国家から解放された存在、国籍なき存在を求める動きであろうと理解できる。これも広い意味での個人主義的な発想に基づいている。

先の大戦の評価をめぐる歴史認識の問題も、国家の歴史や伝統を背負わない、あるいはその意識が希薄であるがゆえに、また簡単に反省や謝罪ができてしまう。もつと言えば、日本という国家の歴史や伝統には帰属したくない、自分は別ものでありたいという意識の一つの現れではないかと考えられる。

新潟県巻町の原発、沖縄県の米軍基地をめぐる住民投票にみられる「住民の反乱」という現象があるが、これまた一地域に住む住民は国家の歴史や伝統を背負いたくない、あるいは国家の将来を考えたくない、国家から離れた無機的な存在でありたい、国家とは無関係に自分たちの利害や好き嫌いのみを考えたいという主張がこうした「住民の反

乱」という現象として表れているのではないかと考えられる。

これらは何れも、徹底した個人主義、極端な個人主義の主張が表面化したものではないか。家族共同体や国家共同体から逃れたい、あるいは家族や国家共同体が担っている伝統や歴史から解放されたい、伝統や歴史あるいは共同体の絆に縛られたくないという主張——これらは一言でいえばアトミズムの主張である。

これらは何れも近代イデオロギーの産物である。近代イデオロギーが純粹化され、あるいは原理主義化され、今日このような主張になって現れてきている。このように言えるのではないか。

近代憲法が想定する人間像

近代憲法というのは近代の市民社会のイデオロギーを法的に表現し保障したものだと捉えられている。したがつて本稿のテーマは標題としては一応憲法ということを掲げてはいるが、近代市民社会のイデオロギーとは何か、そこから起因する問題は何かということが主題になる。本稿で取り扱うのは狭義の憲法の問題ではないということをあらかじめ断つておく。

近代憲法の想定する人間像あるいは近代市民社会が想定する人間像は一体どのようなものだろうか。この点を考えるに当つて日本国憲法第一三條前段に規定されている「すべて国民は、個人として尊重される」という文言の意味を吟味してみたい。樋口陽一教授（差し当たり『憲法』創文社、『一語の辞典 人権』三省堂、等を参照せよ）によれば、これは近代憲法の中核規定であるということだが、ここでいう「個人」とは非常に限定された意味であることに注意しなければならない。原理的にいえば極端な個人主義のイデオロギー的表明というのが一三條前段の基本的な性格である。

一般に、「個人として尊重される」、あるいは「個人を尊重する」、「個人を大事にする」という場合に、どのような受け取り方がなされるであろうか。一人ひとりの人格を尊重し、その人の人生を大事にすると言つたときには、そこにはその人物が属している共同体なり、その共同体が有する歴史や伝統なりが当然のごとくに想定されているであろう。ところが、憲法一三条前段の「個人として尊重される」は、そのような一般に理解されるものとはまるで違った性格を有する。

天赋人权ということがよく言われる。人の権利は天赋のものだとも言われる。あるいは生まれながらの権利が基本的人権であるとも言われる。その権利は神聖不可侵なものであるとも言われる。ここでの意味を考えてみたいのだが、特に戦後の日本においては、これらがもともと近代の当初において西欧で言っていた意味とは全く違った意味で理解されている。しかも、非常に都合の良い意味で理解されているということに注意したい。

今日一般には天赋人权をイコール、生まれながらの権利と理解しており、小、中、高の学校の教科書にもそのようなことが書かれている。しかし天赋の人権という言葉をよく見ると、これは文字通り、「天が賦与した権利」ということである。我が国では明治の初期に天赋人权という訛語を使つたわけだが、ここでいう天とは西欧のもともとの理解からすれば神ということにほかならない。神が与え給うた人権、これが天赋人权である。

このことは例えば近代市民社会の原理を説いたといわれているジョン・ロックの『市民政府論』(統治論第二篇)の冒頭を見れば明らかであるが、この点はあまり取り上げられることはない。また今日の研究によれば、ロックはきわめてキリスト教神学の造詣の深い人でキリスト教徒として聖俗の棲み分けを図るために市民社会の原理を説いたとも説明されている。ロックにとつて人間の権利はもともと神が与え給うたものであつたわけである。

人権は神聖不可侵というが、神聖というのも神が与え給うたがゆえに生ずる特性である。権利が不可侵だというのも今日我々が一般に理解するところによれば、自分の権利が神聖で不可侵であるということになるが、ロックはその

ようなことは言っていない。むしろ、他者の権利が不可侵だと言っている。

ロックは自然状態というものを想定する。これはいわば神の世界である。そこには人々の幸せな共同社会が営まれている。共同社会を構成する一人ひとりは何れも神の被造物である。神が造り給うた存在である。したがつて自分以外の他者の権利も神の被造物、神が造り給うた者の権利としてむやみに侵してはならない。つまり不可侵であるのだと言つてゐる。

何れも神への畏敬の念、さらには神に対する謙抑な気持ちが想定されている。また神の下における共同性が想定されている。ロックの思想の影響を受けたというわれる後のアメリカ独立宣言も同様の発想に立つてゐる。

さて十八世紀の末にフランス革命が起こる。ここでフランス革命に言及したのは、近代憲法の想定する人間像はまさにこのフランス革命に淵源するものだからである。敢えていえば、近代憲法はフランス革命のイデオロギーの呪縛にかかっているからである。そしてそのイデオロギーたるやロックの思想に比すればまさに「革命的」なものだからである。フランス革命の特色はいくつかあると考えられるが、さしあたりここでは二点ほど上げてみよう。

一つは世俗化である。フランス革命は反カトリック革命と特徴づけられることがあるが、この革命によつてカトリック教会の徹底的な破壊が行なわれた。その上で、今度はカトリック教会に代わつて国家（革命政権）が国民に人間理性を信仰させるという企てをなそうとする。フランス革命の世俗化というのは教会に代わつて国家が直接人々を精神的にも支配するということを意味する。革命以前には、ブルボン王朝や地方領主とともにカトリック教会のもとにおいても人々は存在していた。ところが革命により精神面の支配をもカトリック教会に国家（革命政権）が取つて代わる。それがフランス革命の一つの特色である。国家に直属する個人というものを生み出したわけである。

教会に代わつて国家が直接人々を支配しようと思つたときに、一つのイデオロギーがそれを正当化した。これが革命の特色の第二ということになるのだが、「中間団体の解体と個人の解放」という発想である。近代社会は国家と個

人の二つの要素からなると説明されることが多いが、国家と個人とはすぐには直結しない。その中間に実際には様々な共同体が介在することになる。例えば家族という共同体、親族・姻族という共同体、地縁による地域共同体、教会という宗教的な共同体、ギルドなどの職能的な共同体、こういったものにまず人は属している。これらの共同体を中間団体と総称することがあるが、フランス革命のイデオロギーはこれらの中間団体をすべて人を縛りつけて、自由を奪う存在だと考えた。

このような発想によれば中間団体を徹底的に解体して、そこから人々を解放してやる必要があるということになる。解放されて初めて人は自由な「個人」という存在になると考へるわけである。「個人」というのは、中間団体に属さない存在である。中間団体の負荷のない存在である。フランス革命のイデオロギーは、あらゆる中間団体や共同体の解体を結論として導き出す。また、中間団体や共同体が有する伝統的な価値観を一掃するのがフランス革命の目的であるとも言える。

「個人」は中間団体に属さない。アトム、原子という存在である。原子論的な個人主義、アトミズムというものがフランス革命のイデオロギーである。これは極めてラディカルな発想でもある。中間団体、共同体は必要ない。それに伴う伝統的な価値観は必要ないというのがフランス革命の発想である。

そこから抽出された「個人」は、すべて自己の意思に基づいて、自己の価値観にのみ基づいて、物事を考へ行動する存在である。言い換えるならば利己的な人間像というものがここで想定されているわけである。自分の周りのこととは考へなくてよい。自分のことだけ考へる存在。これがアトムである。この点についてはカール・マルクスやドイツの著名な法哲学者であるゲスタフ・ラードブルフも近代市民社会のイデオロギーにこのような人間像があることを明示している。⁽²⁾

近代個人主義の原理主義的主張

さて、このような原子論的な個人主義を近代憲法はそのイデオロギーとして持つてゐるわけだが、その問題性を明らかにするために、再び夫婦別姓に代表される民法の改正の問題に言及してみよう。まず夫婦別姓についてだが、この主張は家あるいは家族といったものに属したくない、属す必要はない、つまり「個人」でありたいという発想が氏名の次元に表わされたものにはかならない。これ以外にも民法改正の主張には例えば、非嫡出子の相続差別の是正といふものがあるが、これは本妻の間に生まれた子供（嫡出子）であろうが、愛人の間の子供（非嫡出子）であろうが、遺産相続の割合を同じようにしろという主張である。これまた家族という共同体を維持するための価値觀を否定する発想である。

もつとわかりやすい例をあげよう。今回の民法改正案の中に盛り込まれてはいないが、その準備はなされているものの、近親婚の緩和、あるいは同性愛に基づく結びつきを男女の結婚と同じように法律上認めろという発想がある。今日の民法では例えば、おじと姪との結婚、おばと甥との結婚は禁じられている（第七三四条）。さらに、嫁と舅との結婚、姑と婿との結婚も禁じられている（第七三五条）。また養子縁組をした養親と養子との結婚は、養子縁組を解消したあとでもできない（第七三六条）。こういった結婚の禁止規定を撤廃して、結婚を認めろということが主張されてゐる。

何れの発想も「個人」と「個人」ではないか、結婚したいと言つてゐる「個人」同士の意思を法律が禁じる理由はないのではないかというものである。「個人」という存在は背中に道徳も倫理も宗教も歴史も伝統も何も負つていないし、その必要もない。「個人」同士なのだから好きにしたつていいのではないかというわけである。

これらの近親婚が禁じられている理由には諸説あるが、最も説得力ある説明は家族の共同性の維持あるいは家族関係秩序の維持ということである。血縁関係なきもの同士の結婚までをも法律が禁じる理由を優生学上の根拠に求めることはできない。そのようなことを人々にわかりやすい道徳とか宗教という形で説明して、禁じて来たのが我々の文化ではなかつただろうか。それを否定しようというのがこれらの発想である。

同性愛に基づく結びつきを法律上、男女の結婚と同じように認めろというのも同じ発想である。「個人」という存在には男も女もない。同性であろうが、「個人」同士の結婚は認めるべきである。男と男、女と女の結婚もいいではないかというわけである。因みにスウェーデンではそのような発想から既に同性婚を法制化している。

フランス革命に淵源するアトミズムの発想は今日このような極端な主張として表われて来ている。何れも日本国憲法第一三條前段の言う通りの「個人」を“尊重”した発想なのである。もう一つ、これは全く特殊日本の事情であるが、諸外国ではアトミズムを言いながらも、実は決して国家だけは否定しない。國家の枠の中におけるアトミズムを考える。

例えばスウェーデンという⁽³⁾国は、国家という枠組みは維持しながら、その国家の中は、というと家族も何もなくなりつつある。スウェーデンでは家族は解体状態にある。離婚率五〇%。生まれてくる子供の半数は結婚していない男女から生まれるというのがこの国の実情である。例えば、最初に結婚して子供が生まれるとしよう。しばらくして離婚し、また別の相手と再婚する。そして子供が生まれる。こうした結婚—離婚—再婚の繰り返しの果てに、どのような家族が築かれるに至るか。一軒の家の中に夫婦が存在してその子供たちがいるとすれば、その子供の中にはマイ・チルドレンといわれる子供と、ユア・チルドレンといわれる子供が混在することになる〔混合家族〕ないし〔複合家族〕。つまり、夫の連れ子と妻の連れ子、さらに再婚後に生まれた子供、子供はこの三種からなるわけである。これが一軒の家に生活するわけだが、これがまたその後、容易に壊れてしま

まうというのがスウェーデンの家族の実情である。

このようにスウェーデンでは、国家の枠組みを維持しながら、その中は解体状態にある。家族や親の代わりに国家が家族・家庭の役割、親の役割を果たす。これをスウェーデンでは「国民の家」と称している。國家さえあれば家族も親も必要ない。子供は親が育てるのではなく、国家・社会が育てるというわけである。個人が国家に直属するという国家と個人のみが存在する社会、こういったものがスウェーデンにはできている。フランス革命のイデオロギーを文字通り実践している国がスウェーデンであるというわけだが、この国にしてみてアトミズムを唱えながらも国家自体は決して否定しようとはしない。国家の枠組みだけは維持する。

こういったスウェーデン的な発想自体きわめて問題ではあるのだが、日本では更にこれに特殊な事情が加わる。國家を否定するという特殊「戦後」的な発想から、さらに、これに近年プラスされた国際化の風潮から、国家という枠組みを超えて、国家という枠組みから解放された「個人」という存在を求めようとする。

例えば、故・丸山真男氏がかつてある雑誌のインタビューで大略次のように答えていたのを読んだことがある。日本から外国に行くときが（当時は国際空港は羽田にしかなかったのだが、つまりは羽田から飛行機が飛び立つ瞬間が）一番自分は嬉しい。それはこの日本から離れることができる、日本という国家から自分が離れることができる、日本から逃れることができるからだ。丸山氏はこのような発想をしていた人である。今日、国際化・ボーダレスなどというわかつたようでわからない甘い言葉に踊らされて、多くの人々が丸山氏ほど確信的ではなくとも同様の発想をし始めている。「地球市民」などと称して、国家を否定し、国家の枠組を越えることが進歩であるかのように考へているのである。中間団体を否定した上に、国家をまた否定し、我が国では國家なき個人主義・アトミズムという世界でも特異なものが主張されている。

近代個人主義の理念と現実

さて、近代市民社会のイデオロギー、近代憲法の理念といわれるものは、このように極めてラディカルな思想である。ところが現実の西洋社会は近代市民社会のイデオロギーをそのままに実践してきたわけではない。しかるに日本は近代市民社会の原理を書物の上から学んだということもあってか、それを西洋が現実に行なつているのだと勘違ひして来た。書物に書かれているものと日本の現実とを比べてみては日本は如何に立ち遅れた段階にあるのかということを自己反省的に盛んに言い募つて来たのが、日本の近代という時代ではなかつたろうか。

今日でも、日本は市民革命を経験していないのでやつぱり駄目だという議論が跡を絶たない。しかし、市民革命を経験した国は西洋でも数えるほどしかなく、厳密にいえば、フランスくらいのものである。しかも、そのフランスでさえフランス革命は大変な失敗だったというのが、今日では有力な意見である。ところが、日本は相も変わらずフランス革命を賛美し、その理念を信奉して、それに比べて日本の現実は如何に駄目で立ち遅れているのかということが盛んに言われている。

西洋では、理念の上ではアトミズムだの、個人主義だのと言いながらも、現実にはそうではない。キリスト教的個人主義というのはロックの主張からも明らかに一種の集団主義・共同体主義でもあったのであり、また例えればフランス革命のときに説かれた個人主義イデオロギーにしてみても、そこでいう場合の「個人」という存在は実は今日我々が一般に理解しているような、あるいは憲法学者がいうような、我々一人ひとりといったものではない。家長という存在である。つまり、ここでいう個人主義とは「家長個人主義」というものなのである。⁽⁴⁾これは古代ギリシャに始まる伝統に基づくが、ルソーが展開する「市民」（シトワイヤンあるいはプール）という概念も明らかに家の長の

ことを指している。家のお父さんのことである。

今日、フェミニズムの視点からフランス革命の理念に対する批判がある。一七八九年の人権宣言といわれるものがあるが、そこでいわれる「市民」といわれるのももせいぜい成年男子のことしか指していない。しかも、成年男子の中でもごく限られたブルジョアしか指していないのではないかという批判である。女子供を含めた全ての人々を含めた個人を指しているわけではない。人権宣言はその主体としてあくまでも家長というものを想定しているわけである。

つまり、西洋の近代では、フランス革命の時点においてさえも中間団体の解体と個人の解放ということをいいながらも、そこでいう中間団体には家と家族は含まれなかつたわけである。家・家族というものをあくまでも解体の対象からは除き、例外として考へている。一種の家族主義とも言える。ここには個人主義の原理を家族の領域に適用することの危険を回避するという知恵が働いていたのかも知れない。

西洋にはこのような家長個人主義の伝統が長く存在している。これが変化し始めるのは、西洋でもやつと一九六〇年代になつてからのことである。昔のアメリカのホームドラマを思い出して頂きたいが「奥さまは魔女」とか「大草原の小さな家」、「パパは何でも知っている」といったものに描かれていたのは西洋の典型的な温かい家庭生活である。妻は家庭の中にいて家事を執りしきる。家庭の主導権は夫が持つ。伝統的に女性の立場が強い我が国の目から見れば、西洋の伝統的な家庭生活はいささか家父長制的・男権尊重的に過ぎる面もあつたと思うが、何れにせよ、そういつた夫婦関係の中で子供たちが育つて行つていた。これが批判の対象とされ、崩れていたのがアメリカでは六〇年代のことである。他の国も、フランスにしろ、スウェーデンにしろ、やはり六〇年代に家族が極端に変容し始める。変容の原因はやはり個人主義イデオロギーである。これにフェミニズムが合体して家庭の中において、とりわけ妻という存在は縛りつけられている。家族から解放しようではないかという発想が出て来たわけである。こういう主張が盛んになり、アメリカの家族、フランスの家族、スウェーデンの家族はあつという間に解体していく。

今日の日本はその二、三十年くらい後を追つてているのではないだろうか。近代憲法の理念と現実とがぴったりと符合し始めたのが西洋では一九六〇年代からのことであったが、理念の方に現実を合わせたわけである。理念を唱えながらも現実は違つたものであったのは、巧妙な知恵であったように思うが、文字通りの近代憲法の個人主義の「原理主義」が抬頭していったのが、六〇年代のことである。ヨーロッパの伝統では家族の領域は個人主義を適用するに当つてのあくまでも例外として考えられていたのであるが、例外だとは考えられなくなつた。例外と考えてはならないという発想が出て来たわけである。

その結果たるや、どんなものになつたであろうか。詳細は述べる必要もないと思うが、その一例がスウェーデンの家族事情である。アメリカのことは今日広く伝えられている通りである。ところが、こういう行き過ぎた個人主義のもたらした結末に何ら顧慮することなく、原理そのものを追求しようということが、現在、我が国の中で強く主張されている。例えば「他人に迷惑を掛けなければ何をしてもよい」という発想が今日広く蔓延しているが、これなども行き過ぎた個人主義・アトミズムの今日的言い換えである。

昨今女子高校生の売春や若者の薬物使用が問題になつてゐるが、この発想に従えば、これらは何ら咎められることはない。他人に迷惑を掛けていないと言えるからである。もちろん薬物を濫用して結果として他人に危害を加える場合も考え方されるが、使用すること自体は他人に迷惑をかけるわけではない。⁽⁵⁾

今日、こういう考え方を法律学者は自己決定権論と呼び、認知している。自分の人生ないしは自分のライフスタイルについて、自分でそれを決定する権利があるという発想である。つまり、他人に迷惑を掛けなければ、自分の意思に基づいて何をしてもよい。どんな人生を歩んでもよいという発想を権利概念にまで高めたものである。この発想には道徳とか倫理というものはすっぽり抜け落ちてゐるわけだが、何より「自分が」「自分が」という場合には親をはじめとして自分がこの世に存在するにあつての周囲のことを全く顧慮していないことが問題であろう。

個人主義を反省する西洋

さてこのような主張に対し、アトミズムを実践した結果、あまりに社会が腐敗してしまったアメリカでは既に徹底批判が提出されている。

例えば人権は「当然人間性に伴う権利」だと、「生まれながらの権利」だと言うが、それでは人間とはもともとどのような存在なのか、人はどのような状況の中に生まれて来るのか、こういうことをもう一度根本に立ち返って考え直してみようという主張である。

アトミズムの発想は人間は縦、横のつながりが何もない存在だと考える。また、如何なる伝統も歴史も背負つていない存在だと考える。全くのアトムとして生まれ落ちるのだと考える。しかしながら、これは我々の経験からいえば、全く間違った考え方である。そういういわば常識論からの批判である。

その内容を紹介する前にアトミズムに対する古典的な批判を紹介しておこう。例えばエーリッヒ・フロム著『自由からの逃走』（日高六郎訳・東京創元社）という戦後のロングセラーについてである。

内容は大略次のようなものである。近代以降、人類は個人の解放ということを考えて來た。家族の絆を断ち、いろいろな社会的な絆を断つて人は個人という存在になつた。しかしその結果、個人という存在は反面、極めて不安定でうつろいやすい存在になつてしまつた。この不安定な存在に、たとえ間違つていたとしても、お前はこっちの道に進めとか、こういう生き方をしろと明確に自信をもつて語りかける存在が出て來たとしたら、個人という存在は簡単にそちらになびいてしまうのだ。このようなことを述べている。

これは例えばオウム真理教の場合にそのままあてはまる。近代、そして戦後と、共同体からの解放が志向された。

また現実にも地域や家族などが解体された。そういうたどりにたとえ間違っていたとしても、明確に自信をもつて価値観を提示する存在には個人という存在は容易に引きつけられてしまうのである。こういう不安定な存在なのである。この本が書かれたのは一九四一年のことであるが、フロムはもともとはナチス抬头の過程を心理学的に分析したわけである。個人という存在は簡単に全体主義のもとに走ってしまう不安定な存在であるという指摘である。フロムはアトミズムの危うさをこのように説いている。

アトムとしての個人が簡単に全体主義のもとに走る。あるいは全体主義支配にとつて、個人主義は非常に都合がよいものだという指摘は、ハンナ・アーレントが『人間の条件』（志水速雄訳・ちくま学芸文庫）で説いているところでもある。この辺りのことは古くから議論されているところであろう。

ところでアメリカでは、アトミズム、ミーイズムに基づく社会腐敗への反省から共同体主義という発想が八〇年代に強力に主張された。

例えばマイケル・サンデルは『自由主義と正義の限界』（菊池理夫訳・三嶺書房）の中で、近代の個人主義の発想を「負荷なき自我」というものを前提としている。つまり、何も背中に背負っていない存在が近代の個人という存在だと説く。ところが実際の我々という存在は負荷を背負った存在ではないか。我々の存在は周囲によって状況づけられた「状況づけられた自我」というものではないか。我々は決して何もないところにポンと生まれて来たわけではない、環境に状況づけられ、共同体の中に位置づけられた存在ではないか。サンデルはこのように言う。

この点についてはアラスディア・マッキンタイア（『美德なき時代』篠崎栄訳・みすず書房）という人も同じであるが、マッキンタイアはさらに踏み込んで、歴史、伝統を背負った存在として「自我」という存在を考える。さらには道徳的資質を身につけている「自我」ということを指摘する。つまり、この共同体主義の立場は空間的ないしは時間的な意味での共同体、すなわち空間的というのは家族や職場をはじめとする同時代の横つながり、時間的というのは縦軸の祖先

から始まって子孫に受け継がれていくものを想定しているが、そのようなものとして共同体というものを考え、その重要性を説くわけである。そしてこの発想をもつて八〇年代のミーイズムの風潮に対抗しようとしたわけである。

ミーイズムというのもアトミズムとほぼ同義と考えてよい。私さえよければよいという発想であるが、これがアメリカの社会腐敗を招いたのだという反省から、共同体主義の立場が主張されている。

近年では、ケネス・ラックスという人が『アダム・スミスの失敗』（田中秀央訳・草思社）という本を出版し、経済学批判の視点から興味深い指摘をしている。「なぜ経済学にはモラルがないのか」という副題を持つこの本の内容は、近代のイデオロギーを最も純粹に指し示しているのが経済学である。近代の経済学はアダム・スミスに始まるが、アダム・スミスの読み方、アダム・スミスの考え方そのものにそもそも間違いがあつたのではないかというものである。ここでのキーワードは、利己心と慈愛心というものだが、近代のイデオロギーあるいは経済学的な発想は、もっぱら人間を利己的な存在だと説いてきた。利己的な人間が自己の欲望を追求していれば、神の見えざる手によって社会は調和するのだという発想が経済学にあつた。しかし、人間には利己心ばかりではなくて、他を思いやる慈愛心もあるではないか。慈愛心が人間にあるということを確認した上でもう一度近代の発想を見直してみようではないか。このようなことをラックスは述べている。

同様のことはフランシス・フクヤマの『「信」無くば立たず』（加藤寛監訳・三笠書房）にも述べられているところである。この本のキーワードは「信頼」ということであるが、人間というものは決して利己的な存在ではない。相互に信頼し合うものだ。信頼こそが経済を支えているのだという指摘である。これらは従来の経済学的な発想に真っ向から異を唱えたものであろう。

もとより、アトミズム的な発想への批判は古くからあり、例えば保守主義の開祖とされるエド蒙ド・バークの考え方にもある。周知のようにバークは国家を、過去に生まれたもの、いま生きているもの、これから生まれてくるも

の、つまり、祖先、現在の我々、そして子孫、これら三者の共同事業だと捉えている。先祖から我々を経て子孫たちへ伝えていく存在として国家というものを考えている。時間的な共同性というものを考えている。したがって、この保守主義の発想からすれば、現在の我々が先祖の偉業を容易に台無しにしてはならないとか、子孫たちに負担を強いるようなことを、我々の現在の楽しみとしてはならないということが説かれる事になる。因みにバークのこの主張はフランス革命を徹底批判した『フランス革命の省察』の中で展開されたものである。

また、伝統的な儒教の立場からも加地伸行教授の『沈黙の宗教－儒教』（筑摩書房）のようにやはりバークの保守主義の発想に近い、過去から現在を経て未来へとつながっていく存在として我々を捉える発想というものが提示され注目されている。

今日、このように様々な視点からアトミズムに対し痛烈な批判がなされている。空間的、時間的、その両面における共同性、共同体の存在価値、あるいはそれに伴う伝統の再評価といったものが、以上に紹介した様々な主張から抽出できる。

本稿の冒頭で取り上げた今日の様々な主張はもっぱら西洋の一時代前の理論に追随しようところから出ているものである。これらの主張をしている人たちは、アトミズムやミーイズムが行き過ぎて、それに対して西洋では深刻な反省が起きているということを全く顧慮しない。アトミズム批判の書物は今日ではそのほとんどが翻訳されていながらもかかわらず、彼らの主張にはそれらを参照した形跡もない。

近代憲法のイデオロギーはそれを実際に驗してみた結果、これは決して人間を幸福にはしない、むしろ害悪をもたらすものであるという結論が既に出ていていると考えてよい。敢えて言えば破綻している。ところが、この時代遅れの近代イデオロギーが今日なぜか力をもつて、法改正までなされようとしているのが我が国の実状である。我々のごく素朴な生活実感からしてアトミズムの発想は不適当である。我が国の文化、伝統に反しもする。我々はこの人間を決し

て幸福にはしない近代憲法の原理あるいは近代市民社会のイデオロギーをいつまでも賛美するのではなく、我々の足元を見直し、今度は逆に近代憲法のイデオロギーそのものを我々の視点で疑わなければならない。そういうところに現在の我々は差し掛っているのであるまい。本稿はそれについてのいささかの感想である。

注

- (1) 夫婦別姓をはじめとする民法改正の詳細については八木秀次・宮崎哲弥編『夫婦別姓大論破!』(羊泉社) を参照されたい。
- (2) カール・マルクス「ユダヤ人問題によせて」(「ユダヤ人問題によせて・ヘーゲル法哲学批判序説」、城塚登訳、岩波文庫)、グスタフ・ラードブルフ『法における人間』(桑田三郎・常盤忠允訳、ラードブルフ著作集第五巻、東京大学出版会)
- (3) スウェーデンの現状と問題点については拙稿「民法改正論者のスウェーデン幻想を排す(上)(中)(下)」(『発言者』第26—28号)および「『バツイチの子供たち』——日本とスウェーデン——」(季刊『労働者福祉』第41号)を参照されたい。
- (4) 村上淳一『権利のための闘争』を読む(岩波書店)参照。
- (5) 自己決定権論への筆者の根本的疑義については拙稿「自己決定権と徹底した個人主義——夫婦別姓論の提起するもの——(二)(二・完)」(『早稲田政治公法研究』第48・49号)を参照されたい。